平成２４年（再イ）第４号

香川県高松市茜町１番20　ロイヤルハイツ茜401号室

再生債務者　松野　憲司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再イ）第１８号

福島県いわき市中央台飯野１丁目10番地の９

再生債務者　大岐　直嗣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日

福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（再イ）第５号

広島県福山市大門町１丁目11番３号

再生債務者　木曽　康夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第４９号

富山県砺波市太郎丸１丁目９番７―112号室

再生債務者　宮下　義文

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年４月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年11月５日　富山地方裁判所高岡支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再イ）第６５号

福井市高柳町第８号28番地４

再生債務者　玉木ひとみ

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月１日

福井地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５９号

大阪市大正区三軒家東４丁目８番４―508号

再生債務者　宮渕　尚哉

1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年11月30日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月17日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号

滋賀県高島市新旭町新庄1320番地

再生債務者　文山貴博こと　崔　　秉奎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月３日まで

平成24年11月５日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第９号

沖縄県那覇市字識名1188番地１　ラフィーネヌーベル識名403

再生債務者　島袋　　祐

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月３日まで

平成24年11月５日

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

佐賀県杵島郡白石町大字深浦132番地10

再生債務者　岡　　繁幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再ロ）第２号

福岡県糟屋郡宇美町大字炭焼1098番地297

再生債務者　温水幸由美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月２日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第５号

岐阜県各務原市那加前洞新町２丁目131番地２

再生債務者　横山　　茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日　　岐阜地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１９号

札幌市中央区南15条西10丁目２番７号

再生債務者　高瀬　英男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月５日

札幌地方裁判所民事第４部

教育職員免許状失効取消し公告

平成22年11月１日付け官報第5428号で公告した、次の教育職員免許状の失効を取り消す。

平成 24 年 11 月 13 日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭１種免許状（保健体育）、茨城県教育委員会、静岡県、山下　徹也

⑵　高等学校教諭第１種免許状（保健体育）茨城県教育委員会、静岡県、山下　徹也

⑶　中学校教諭専修免許状（保健体育）静岡県教育委員会、静岡県、山下　徹也

⑷　高等学校教諭専修免許状（保健体育）静岡県教育委員会、静岡県、山下　徹也

2　失効を取り消す事由

教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年十一月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十一日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三五号）

平成二十四年十一月十三日

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号

（甲）太陽信用保証株式会社

代表取締役　齊部　裕圭志

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

（乙）富国信用保証株式会社

代表取締役　齊部　裕圭志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月十日

掲載頁　九十四頁（号外第一七三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月七日

掲載頁　六十一頁（号外第二四二号）

平成二十四年十一月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号霞が関コモンゲート西館

（甲）シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社

代表取締役　マイケル・キング

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号霞が関コモンゲート西館

（乙）バイトモバイル・ジャパン株式会社

代表取締役　マイケル・キング